

令和5年度第2回 米子市建設工事等入札・契約審議会議事録

日 時 令和6年2月5日（月） 午後2時～

場 所 米子市役所本庁舎4階 402会議室

出席者 委 員 杉見 吉晴 松本 裕吉 青戸 光一
竹下 純子 岩浅 美智子 中島 美智子

事務局 総務部 下関部長
契約検査課 足立課長 世山課長補佐

工事所管課 水道局 施設課 整備課 営繕課 都市整備課 道路整備課

議題

- (1) 令和5年度上半期の発注状況について
- (2) 入札及び契約の運用状況について（R.5.4.1～R5.9.30 契約分）
- (3) その他

○議事内容

(事務局)

定刻より少し早いですが、出席予定者は全てお揃いですので、始めたいと思います。

本日は、ご多忙のところ、ご参加いただきまして、ありがとうございます。それから、審議案件を抽出していただくために、12月に送付いたしました「運用状況資料」につきまして、今回から新しいシステムでの抽出作業となりまして、抽出項目の変更や抽出がうまくできていないことがあり、差し替え等によりご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。更にこちらの不手際により準備が遅れ、皆様への資料送付が直前になりましたこと、誠に申し訳ございませんでした。

また、審議会委員の任期でございますが、更新の手続きに時間がかかってしまい、令和6年2月1日から令和8年1月31日となりますことをご報告させていただき、お詫び申し上げます。

委嘱状につきましては、テーブルに置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

では、ただ今より、令和5年度第2回米子市建設工事等入札・契約審議会を開催いたします。

次第の2でございますが、伊木市長よりごあいさつ申し上げます。

(伊木市長)

本日は米子市建設工事等入札・契約審議会ということで、これは平成16年から取組を開始させていただいているところでございます。

そのときそのときで公共工事につきましては、課題が変わってきているところがありますけれども、近年の課題というのは、受け手側の人手不足にいかにか我々も対応していくのかという点でございます。

あわせまして物価高騰が近年著しいというところもございまして、発注した単価ではなかなか見合わないというようなご意見をいただくことも度々ございます。物価高騰につきましては、契約の中で、一定基準に達した場合は、きちんと物価高騰に応じた契約の見直しをすることになっていて、それに対応しているわけでございますけれども、やはりその頻度といいましようかね、タイミングによりますと、やはり事業者にとってはですね、実際採算の良くない工事が出てしまうということもあるように聞いております。そこは、運用面でできるだけ改善をしていきたいというふうに思っております。

また、人手不足につきましては、やはりその各建設業界のそれぞれの会社の皆様が採用するにあたって、ある程度良い条件を出していかないとですね、例えば大手企業、あるいは都市部の大企業の方になかなか給与面で勝てない。人材が向こうの方に行ってしまうというようなご意見もいただいております。本市としてできることとして、例えば、週休2日の内容となった工事、これによって単価が若干上がるわけですが、そうした工事をできるだけ増やすとか、あるいはその様々な契約内容の中で、事務費等についての中身を改めてみたりとか、実態に合わせて改めたりとか、様々な工夫をしているところでございますけれども、そういったことも含めてですね、透明性、そして公平性というものを確保しながら、こうした公共工事に向かっていきたいというふうに思っています。

全体といたしましては、やはり公共工事の量というのは必ずしも十分ではありませんで、例えば、道を皆様が走っておられて、何かこの道、舗装がガタガタだとかというような道がもしかしたらあるかもしれません。実はこの近くにも、いつも私が国政の方に要望するんですけども、維持補修が十分でない国道があったりとかしましてですね、早く補修、直してほしいなというようなことも言うんですけども、やはり、国全体として今公共事業、被災地があったりしますと、そちらの方に寄せられたりとか、これは当然のことなんですけれども、そういったところですね、地元の公共事業必ずしも十分でない面があったりいたしますけれども、そうした中でも何とかやりくりをしながら、そして地元の事業者さんといろいろ協力しながらですね、地域のインフラを良くしていこうというふうに努力をしているところでございます

ぜひとも皆様方にはですね、いろいろとご苦勞をおかけするところでございます

けれども、そのような趣旨で、この審議会を開催しておりますので、どうか、忌憚のないご意見を賜ればというふうに思います。

私の話は以上とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

(事務局)

市長はこの後、公務の都合によりここで退席させていただきますので。

(事務局)

(事務局参加職員紹介)

(事務局)

それでは次に本日配布させていただきましたお手元の資料の確認をさせていただきますと思います。

まず一番目が1枚目に本日の日程が記入されまして、そしてその中に発注状況等の資料のものが1冊、二番目が、委員の方には事前に抽出していただいております案件に関する資料となります。これについては委員の方には事前に送付させていただいておりますが、もしお持ちでなければ言ういただければ、資料ございますが大丈夫でしょうか。

そして、日程を表紙に記載しております資料には、表紙を1枚めくっていただきますと、表紙の裏に委員名簿、それから同じ資料の最後に、裏面には審議会条例を載せておりますので、ご確認ください。

続きまして、次第4、審議会の成立についてですが、本日の審議会は、委員全員のご出席がありますので、審議会条例第5条第3項の規定によりまして成立していることをご報告いたします。

そしてこの度18年という長期にわたって委員を務められました、松原雄平様、竹下靖彦様をご退任されました。皆様にご報告させていただきます。

そして、このたび新しく鳥取大学より杢見吉晴委員、市民オンブズ鳥取より松本裕吉委員が入札契約審議会委員となりました。

続きましてここでは改めて委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

そうしますとまず杢見委員から順番にご自己紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

(杢見委員)

皆さんこんにちは。私は鳥取大学で特任教授をしております杢見でございます。公共工事の入札契約に関しましては、これまで国の方でとか、いろんな委員会で

担当させていただいた経験がございまして、米子市さんといいますか、鳥取県における市町村では初めてでございまして、わからないことが多々あると思いますけど、どうぞよろしくお願いいたします。

(松本委員)

松本裕吉といいます。市民オンブズ鳥取で副代表を務めております。

こういった入札契約関係の業務につきましては、全くの素人でございますので、何もわかりませんから、ちょっと基本的な質問をすることがあるかもしれませんけど、どうぞよろしくお願いいたします。

(青戸委員)

青戸と申します。普段は弁護士として活動いたしております。

この審議会の委員も3期目ということで、右も左もわからないままにスタートしてから、かれこれ4年、4年が過ぎたんだなというふうにも思います。

感慨深いというところまではまだいきません。わからないことばかりですが、教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(岩浅委員)

米子市ボランティア協議会に所属しております岩佐美智子と申します。

よろしくお願いいたします。

(竹下委員)

米子の方で税理士をしております、竹下純子と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

(中島委員)

米子高専の中島美智子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回がまだ2度目ですので、私もまだまだ知らないことがたくさんありますので、皆さんに教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

皆様ありがとうございました。

次に次第の5、会長選出についてでございますが、立候補いただける方がございましたら挙手でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

ご推薦でも結構です。いかがでしょうか。

委員の皆様の方で特にご希望がなければ、事務局の案といたしまして、裕見委員

を会長に推薦したいと思いますが いかがでしょうか。

(同意の声あり)

(事務局)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

皆様の賛成ということでございますので、杢見委員に会長をお願いしたいと思
います。よろしくお願いいたします。

杢見委員、会長ということで、一言いただけたらと思います。

(杢見委員)

改めまして杢見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設工事っていうのは公共工事とも言われるんですけども、特に米子市の場合で
すと、米子市民の安全・安心な暮らしを維持するために、非常に重要な行政の一つ
の使命というか、そういうものだと思っております。

それで、特にこの審議会では、そういう入札とか契約の、先ほど伊木市長さんも
申されましたけども、透明性と公平性が担保されているか、その辺をしっかりと皆
さんに見ていただくことだと思っております。

それともう一つは、企業の育成っていうのもやはりこういう工事の中で含まれて
いますので、その辺もご配慮いただきながら、書類のところをよく見ていただきた
いなと思ったりします。場合によりますと、多分私の想像ですけど、ここで米子市
が出される工事というのは、米子市に支店とか本店とか、そういう登録がされてい
る業者だけしか入ってこられないっていうようなことになっております。

これは大体どこでもそういうようなところでございます。それは、何かといいま
すと先ほど最後に言いましたけれども、地元企業の育成というのも非常に大きな行
政としての仕事だと思っておりますので、その辺も入札の契約の中で入ってくるか
と思います。その辺、配慮しながら見ていただきたいなと思っております。

それと先ほども申しましたが、私は今までどちらかというと、国の総合入札の
方のいろんな委員会に出ておりまして、少し地方自治体との差が違うんでございま
すので、ピンボケな言葉を言うかもわかりませんが、その辺はご指摘の方より
しくお願いしたいと思います。

それでは次、議題の中ではないんですけども、副会長の選出ということになって
ございますので、皆さんの中でやってあげようという方がいらっしゃったら手を上
げていただきたいと思うんですけど。どうでしょうか。なければ、推薦でも結構で
す。いかがでしょう。

ないようですので、そうしたら事務局の方でご準備されておられたら、ご披露お

願いますか。

(事務局)

そうしますと皆様のご提案が特にないということですので、事務局の案といたしまして、青戸委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(同意の声あり)

(事務局)

青戸委員、よろしいでしょうか。

(青戸委員)

はい、謹んでお受けいたします。

(事務局)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。

審議会条例第5条の規定により、会長が議長となりますので、議事の進行は杢見会長にお願いいたします。

(杢見会長)

それでは日程に従いまして、第6番の議事でございます。

まず1点目ですけれども、令和5年度上半期の発注状況につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局)

初めに議事1の令和5年度上半期の発注状況につきましてご報告いたします。

資料といたしましては、表紙に日程がついております資料でございます。

まず1ページから説明させていただきます。こちらの方には令和5年度上半期の建設工事契約状況を載せております。まず、上の表でございますが、公募型指名競争入札、これは予定価格が1億5,000万円以上のいわゆる高額工事案件、または配置技術者、施工実績の有無の条件をつけた場合に実施するものですが、令和5年度上半期は、建築一式（一般）が4件、防水工事1件を発注しておりまして、契約金額の合計が約16億300万円、平均落札率96.2%でございました。

なお、この公募型の主な内容ですけれども、米子市東こども園（仮称）新築建築主体工事、契約金額が約6億9,100万円、車尾小学校教室棟大規模改修建築主体工事契約金額が、約3億8,900万円。市営河崎住宅50R1棟長寿命化改善

建築主体工事、契約金額が約3億3,600万円でした。

次に、工事希望型指名競争入札でございますが、これは原則として、予定価格が130万円以上1億5,000万円未満の工事案件に対して実施するものでございます。これは屋根工事から防水工事まで14工種で139件、契約金額については約45億4,000万円。平均落札率92.1%でした。これらの工事の中では、土木一式(一般)を一番多く発注しておりまして、45件、契約金額は26億7,900万円でした。契約金額の高額なものとしては、大篠津皆生幹線その5工事、蚊屋枝線工事となっております。続いて2番目に多く発注しておりますのが、管工事で23件、契約金額約4億8,700万円でした。主な工事としては、米子東こども園(仮称)新築機械設備工事でした。

なお、工事については、通常型指名競争入札については、近年は執行を行っておりません。工事入札全体の合計でございますが、発注件数が144件、契約金額が61億4,400万円、平均落札率が92.2%でした。

下の方に移りまして、工事における随意契約でございます。こちらの方の発注はとび・土工・コンクリートから土木一式工事まで、6工種12件、契約金額約4,600万円、平均落札率93.3%でした。なお、随意契約理由の内訳としては、予定価格130万円以下のいわゆる少額随契の1号随契が9件、契約金額にしますと平均約103万円。緊急の入札により競争入札に付することができないときの5号随契が1件、入札参加者がいないとき、または再度の入札に付し、落札者がいないときに適用する8号随契が2件、これにつきましては、契約金額平均約1,700万円でした。

この結果、入札と随意契約を合わせますと、工事契約につきましては、発注件数が156件、契約金額が約61億9,000万円、平均落札率92.3%でした。

次に2ページ目、こちらの方は測量設計などの委託についての契約状況でございます。一般競争入札については行っておりません。公募型指名競争入札でございますが、米子市公共下水道改良施設調査業務委託が1件、契約金額が約2,500万円でした。次に、通常型指名競争入札ですが、7業種で発注件数93件、契約金額約5億7,600万円、平均落札率93.3%でした。

なお発注件数が多いものの業種ですが、その他と補償コンサルタントが一番多く発注しておりました。その他は除草作業委託、街路樹維持管理業務関係等で27件、契約金額約9,600万円でした。補償コンサルタントは27件、契約金額約1億5,700円で、そのうち高額案件としては、市道本通り東線測量設計業務委託(ウォークアブル推進事業)で約1,100万円、駅前通り周辺の道路空間利活用に関する実証実験効果測定調査分析業務委託で約1,200万円となっております。

下の表の方は委託の随意契約をまとめております。発注は3業種で5件、契約金額は約340万円、平均落札率は98.0%でございました。随契理由としての内訳は、予定価格130万円以下のいわゆる少額随契の1号随契が4件、競争入札にすることが不利と認められる6号推計が1件でございました。

これらの結果、委託に係る契約の合計は、件数が99件、契約金額が約6億400万円、平均落札率は93.5%でございました。

続きまして、3ページから18ページまでの資料になりますけれども、こちらは平成16年度からの発注件数、契約金額平均落札率をまとめている表で、工事入札工事随契、委託入札、委託随契の区分でまとめさせていただいております。3ページ、4ページの表は、工事入札に係る表です。それぞれグラフにしたもので、推移の特徴を説明させていただきます。

5ページ、6ページになりますが、工事入札に係る発注件数、6ページは、契約金額の推移のグラフでございます。令和5年度上半期ですが、前年度の上半期と比較し、件数につきましては12件の増加、契約金額につきましては、約160万円の増額でございました。工事の入札について主なものとしては、米子東こども園(仮称)新築建築主体工事、車尾小学校教室棟大規模改修建築主体工事、市営河崎住宅50R1棟長寿命化改善建築主体工事の3件のJVの建築主体工事が合わせて約14億1,800万円とかなり高額な工事となりました。令和5年度上半期の契約金額については、平成16年度から令和5年度までの上半期の契約金額の中で2番目に高額となっております。

次に7ページの工事の入札に係る平均落札率の推移のグラフです。工事入札の平均落札率についてでございますが、5年間91%台から92%台を推移しております。大きな変化はございません。

8ページ、9ページでございますが、工事の随意契約を平成16年度から表にしたものでございます。こちら10ページから12ページにグラフを載せております。

10ページ、11ページでございますが、工事の随契にかかる発注件数と契約総額の推移のグラフです。工事・随契については年々減少しております。令和4年度上半期と比較して、件数も契約金額も減少しております。

12ページ、工事の随契にかかる平均落札率でございますが、過去5年間92%台から93%台を推移しており、例年並みの推移をしているのではないかと考えております。

次に13ページ、14ページでございますが、こちらは平成16年度からの委託の入札になります。どちらも発注件数、契約金額、平均落札率を載せております。この表につきましても、15ページから17ページにグラフを載せております。件数も15ページの件数、16ページの金額につきましても、令和4年度上半期より

も減少しております。令和3年の上半期とはほぼ同じぐらいの件数契約金額となっております。17ページの平均落札率につきましても大きな動きはございませんでした。

18ページ、19ページの表は委託随意契約の表でございます。この表につきましても、20ページから22ページにグラフを載せております。件数も金額も減少しておりますが、特に金額が大幅に減少しております。委託1件当たりの金額が低くなっていることがよくわかる数字になっております。

22ページの落札率につきましては、前年度よりもかなり増加しております。平成16年度以降一番高い落札率になっております。

23ページと24ページには、工事契約におけるくじ引きの発生状況を載せております。平成23年度からの状況を載せておりますが、24ページの令和5年度上半期につきましては、土木一式工事が15件と多く、近年の傾向通り、土木系の工事にくじ引きが多くなっております。

発注案件については以上でございます。

今回委員の皆様から抽出いただいた審議案件リストについては、この後の表の後ろにA3判2枚で、まとめて添付させていただいております。

後ほどご審議をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

(杢見会長)

はい、ありがとうございました。

それではただいまの事務局からの説明、令和5年上半期の発注状況につきまして、ご質問とかご意見ございましたら、お願いいたします。

(松本委員)

松本です。初めてなものでして、基本的なことをお伺いいたします。

指名競争入札で、通常型に関しては、工事の場合近年は行っていないんだけど、測量、設計などの委託については、たくさん行っている。これについては、何か理由がありますでしょうか。

(事務局)

お世話になります。工事の方では通常型の指名競争入札はないけれども、委託の方ではやっているのは、どうしてなのかというようなお話で良かったでしょうか。

元々工事の方についても、昔は通常型の指名競争入札をやっておりました。それと大型案件については。公募型というそれでやっていたんですけども、これを合併する少し前に米子市の入札制度を大きく変えました。その際に、郵便入札という

のを取り入れて、それと併せて、指名競争入札を止めてですね、希望型というものを、実質的には簡易希望型と言われるようなものなのですからけれども、要は発注者が勝手に指名するのではなくて、工事を受注される意欲のある業者さんが、自ら手を挙げていただく、そういった形で工事希望型という形で、それと郵便入札というものを併せて、制度改正を行いました。

最初の方は、大型案件だけ試行ということで始めましたけれども、それを順次拡大をしてやりました。それはちょうど淀江との合併の時期と重なるタイミングでして、全ての入札業務を各課が発注をしていたのを、全部その当時入札契約課という部署を作って、そこに一元化をして、全部取りまとめてやるように先行してやりました。

最後に年間維持工事、道路の補修ですとか、水路の補修ですとかという部分だけが、年間を通じて緊急対応していただくような、工事の部分については、これが最後まで通常指名という形で残ってございましたけれども、皆さんご存知の通りかもしれませんが、米子市でも、それに絡んでいろいろと不正といいますか、そういったような事件も起きまして、それに対応するよう、それを防ぐという意味からも、その部分についても郵便入札、工事希望型という形で同じような制度でもって運用をするということに、それについてもしました。

それで工事に関しては、全てそれで今の形が出来上がったという形になります。

それと、委託の方ですけれども、実は最初の方はそういったような検討もしていたんですけれども、実は委託を、その当時は能力別に順位付けをする、いわゆる格付ですけれども、そういったものが業者数も非常に少ないといったことから、なかなか難しいということで、その郵便入札、あるいは工事希望型というような形のものが導入できていないというのが実情でございます。

工事の業者さんはかなりのボリューム感を持っておりますので、その中で一定程度の競争性ですとか、そういったものも確保はできているんですけども、設計ですとか測量あるいは建設コンサルといろいろとその発注する内容によっても発注形態、発注の工種っていいですか、業務内容も異なりますので、なかなか業者数が十分に揃わんということもあって、今現在希望型っていうのをまだ入れてないというような状況で現在に至っているようなところでございます。

(松本委員)

わかりました

(杢見会長)

よろしいですか。ほかにございますか。

(岩浅委員)

すいません、ちょっと教えていただきたいんですけど、7ページの工事入札の平均落札率、それから17ページは委託入札の平均落札率が表されたグラフになっていますが、17ページの委託の方に、平成20年度のところだと思うんですが、最低制限価格制度の適用が始まったということだと思います。それから、平成29年、令和元年のところの直下を書いてあるんですけど、そのラインの見直しが2回行われているっていうのは見ればわかるんですけど、こちらの7ページの方の工事入札の方でも同じような最低制限価格制度の適用が行われたのがいつなのかとかがわかりますでしょうか。

(事務局)

工事の方の落札率の推移なんですけども、最初の平成16年、17年というのは、先ほど言いましたように工事希望型の試行ということで、全部を導入してはいなかったということで、一部のところだけ導入していて、後は通常型の指名競争入札をやっていたということで、これよりも昔の落札率も大体この95%とかその辺であったと思います。それで、全面施行を、工事希望型の入札制度を全面的にやりましたのが、この平成18年になります。それこそ今まで通常指名して、役所の方が勝手に指名、勝手にというわけではないんですけども、勝手に指名していたものから、受注意欲のある方が参加するような形、手挙げ方式になりましたので、それで非常に受注意欲も高いということで、ぐっと落札率が落ちてきております。そこで、実は全国的な傾向として、まず今までのその落札率が高い状況を何とか改善、競争性を高めようということでいろんな市町村団体が動いていた。そういった動きの中で、今度は下がりすぎたというところがあって、国の方では、あるいは品確法、建設工事の品質確保に関する法律という名前だったと思うんですが、価格競争だけやっているとダンピング、過度なダンピングができてしまって、品質をもうきっちり確保しなさいというような、これ議員立法でそういう法律ができて、今もあります。その流れを受けて、競争性も確保しないといけないんですけども、その成果物の品質の方も確保しなさい、しっかり担保しなさいということが、この辺りから出てきた。それで制度的には低入札価格調査制度みたいなある一定の金額より下回ったら調査して、本当にできるよねということが確認できたら、落札者としなさいというような制度も入れて、それが途中に入って、今現在は失格基準価格というようなある一定の金額になれば、もうこれは調査をしなくて、もう失格ですよと、そういったような制度を今入れておまして、その水準を、その時々状況に応じてですね、頻繁に変えるわけではないんですけど、見直しを一定程度してきております。そこら辺の影響で下限値が少し上がったような状態になっておりますので、今の状態としては92、93%、そういったような程度で現在それが、その制

度が続いておりますのでそういった形で推移しているというような状況でございます。

ですのでこの８６％とかというのは、これを受けて世の中ではそれこそダンピングっていうのが大きな問題になって、法律的にもいろいろな対応がされたような時期、要因ということでございます。

(事務局)

すいませんちょっと補足させていただきますけど、直近で工事の方の最低制限価格を改正したっていうところは、令和２年度です。その前は平成３０年度、その前が平成２７年度、その前が平成２３年度というところで、定期的に先ほど部長が申しました通り、その最低制限価格のラインを見ながら適宜改正をしているところでございます。

(岩浅委員)

つまり平成２３年とか２７年、３０年と令和２年でしたか。ラインの見直しはしているということですね。わかりましたありがとうございます。

(杢見会長)

他にございますか。よろしいですか、どうぞ

(杢見会長)

私の方から一つ質問があって、工事のところで、随意契約をするというので、１番目のところですけど、１３０万円以下もしくは３点ぐらい理由があったと思うんですけども、その中の一つで工事希望型指名競争入札で不調に終わったものに関しては、何か８号案件でしたか、その場合に何件か、１件か何かありましたという報告がありましたけども、不調案件に関しては再度、公募とかはやらなかったんですかという質問です。

それとも、米子市の場合は第１回目の競争入札のところで不調に終われば、こちらの自動的に８号案件ということで、取り扱うのですかというところです。

(事務局)

案件によってというところがありますけど、確かに入札が不調になった場合、再入札する場合があります。ただ、中には工期の都合ですとか、そういったところで、時間がないときとかには８号随契させていただくこともございます。

(杢見会長)

なるほど。わかりました。

もしくはわかればの話ですけど、不調に終わった案件というのは、再公募する件もあるし、こういう随契にする部分もあるし、一つの理由というのは工事期間の関係でという話はよくわかるんだけど、工事の魅力がないという話はないですか。

すなわち工事に関して取りに来たけどあんまり金額的にも高くはできないし、工事的にはちょっと不便なところだし、ということで、不調に終わるっていうそういうのはないですか、そういうので、随契だったらやらしてもらいますっていうような、そういうのはないだろうかという質問ですけど。

(施設課)

下水道部の施設課ですけど、機械とか電気工事、プラントの発注で何回かこの8号随契ということをやらせていただいたことがあるんですが、参加者はあるんですけど、1社、2社、3社と、ただその最低制限価格を下回ってしまって、要は、入札が成立しなかった。その後、辞退されて、その不調に終わったっていうような案件が何回か続いたことがありまして、最低制限価格を下回っているので、やっぱり実際のところこの価格で受注していただけないかということで結びついた事例というのは、あります。なので元々その参加意欲がなくて役所側の提示した価格が折り合わなくて、参加者がゼロっていうようなケースはちょっと今までに経験したことはないのです。

(杓見会長)

ありがとうございます。私もこういう随意契約的なところは残しておかないといけないなと思ったりします。特に、既に導入されているシステムを更新するとか、言われた機器系統を更新するとかという話は、例えばシステムの更新になると、前に入れた業者と違う業者が入ってくると、そこはもう、例えば行政の側が大変な忙しさになってきます。ですから、その辺はもう今はこういうふうに最低価格も決まっているし、その中できちっと透明性も出した随意契約をされていると思うので、こういう物品とか、そういうシステム系とかに関しては、こういう今言われたような8号随契というかそういうのも残しておく必要があろうかなと思ったりはします。意外に経験から言うと、業者が逃げたい場合は、すぐにアウトになる最低価格より下のものを入れたがるところがあります。そういうのもあるので、そういうところは非常にどういう点だろう、競争的な入札は難しい案件でもあるし、何回も繰り返すけれども、そういう機器に関しては、本当に随契的なものも残しておかないといけないんじゃないかなと思ったりはします。

はい。ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

そしたら、次の議題の所、6番の(2)ですけども、入札および契約の運用状況についてということで、委員の皆様から抽出していただいた案件につきまして、これは自由にどこからでもいいんですか。

ご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(竹下委員)

指名者数のところなんですけれども、結構1件ってところが多々あったように思いまして、88番とかは3社のうち2社が辞退というようなことになっていて、結果的に1社っていう状態だと思うんですけども、いろんな理由があると思うんですけども、なんか魅力がない、何かこういう状態が今生まれている現状というのは、何かしら把握はされているとか、どういう理由が多いのかなということは何かが把握されているのかなと思ひまして、ちょっと聞いてみたかったので。

(整備課)

下水道部整備課です。

18番っていうわけではないんですけど、一般的な話として自分が考えていますのは、これ技術者さんが不足しているところで、工事を受注しても張付けといひますか、現場監督員とか、現場代理人になれる人が少なくなっているんで、どうしても辞退されたりということをよくお聞きはしております。

(竹下委員)

ありがとうございます。公共事業は地元の企業が引き受けて、地元のこういう活性に繋がるっていうのが本来目指す形かなと思うので、こういう仕事を受けると逆に利益が出ないといひますか、企業にとって何か実がないようなことではちょっとなかなか今後発展的にはならないのかなと思ひますので、いろんな意見を聞いて、またそういうところもちょっと改善していただけたらなと思ひました。

(杢見会長)

ありがとうございます。

失格者と辞退者が多くなつてきて最終的に1社の指名になってくるんですけど、例えば仕事を抱えていて、技術者がいないから出したけども、辞退しますわっていうのはありますか。

(事務局)

はい、実際に入札に応じる、応札というような希望を出されて後に、実際、例えば別の工事、あるいは県とか工事とかもありますので、そちらの工事を取られてと

いうころもありますし、中には1日に入札というのは何件かやっておりますんで、その中で別の工事を取られてということで、直前に辞退されるっていうこともあります。

(杢見会長)

わかりました。それで例えば米子市の工事の場合ですけど、現場監督者、責任者がついておかないといけないんですけど、その資格っていうのはどういう資格か制限かけてます？

(事務局)

はい、現場代理人につきましては、基本的には特に決まったものとかではなくて、とりあえず現場をきちんと、ただきちんと常駐っていうところが求められてる部分がありますんで、常駐をしていただくっていうところが求められてくるっていうところですよ。

ですから今の段階だと複数の工事は難しいという形になりますし。

(杢見会長)

それに関して少しコメントというか、将来ご検討されたらなと思うことが一点ありまして、最初の挨拶でも言いましたけど、地元企業の育成っていうのもこれ入っていると思うんで、現場にべったり張り付かないければ、監督者はいけないんですけども、二つ三つと現場を持つことができる。ただしその現場には見習いのところでべったり張り付いてる技術者もいる。というようなことで、そのそういう技術者の育成というようなことも兼ねて制度を少し、もしくはね、そういう制度でないならば、少し見直しもかけられたら、こういう監督者がいないから辞退しますっていう件数は徐々に減ってくると思いますので、本来の競争入札になってくる可能性もあるから、そこは資格の制度的なところを少しまた別の委員会だと思うけどその辺でご検討していただいたらなと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

実は要望とかでも、現場代理人とかの常駐緩和っていうんですかね、そういったところの要望とかは出てきている部分がありまして、確かにあの市長も申したように今、人が足りないとか、そういったところも実際出てきておりますので、そういったところではできる限り、市の方としても検討していきたいとは考えております。

(杢見会長)

それ以外の何でも結構です。皆さん抽出されたところでもいいですけども、どうぞ。お願いします。はい、どうぞ。

(青戸委員)

抽出したものは、番号で言ったら15番になりますかね。

15番、河崎小学校バリアフリースイレ設置建設建築云々というやつで、これは指名業者が2社、失格者1社で落札者一応、最終的に落札されて、これ見ると失格の後、これが書類不備によるというふうに書いてございます。これですね、工事費の内訳書の注意事項2のところに記入漏れ等がある場合には適正な履行ができないと判断し、失格とすることがあるので、内容確認の上、提出することというふうに書いてあるわけなんですけど、これ追加の補正等がある場合には有効になりうるわけですね。たぶん。

こう書いてあると、失格とすることがあると書いてあることのような失格ではなくて、この業者はそれに応じなかったということでしょうか。

(事務局)

こちらの15番の案件についての失格の理由をまず説明させていただきたいと思っています。失格になった原因、書類不備ということでございますけど、こちら入札書に印鑑がなかったっていうのが原因でございます。

こちらの工事費内訳書にも印鑑もなかったんですけど、米子市の方では印鑑のない入札書については無効としておりますので、失格となったというのが理由でございます。

(青戸委員)

単にそれは、手続き上の問題なので、追完できない瑕疵なのかなのってちょっと思うところではあるのですが、いかがでしょう。

(事務局)

一応米子市の方の郵便入札実施要領というのを制定させていただいておりますけど、こちらの方に入札書に印のないものは無効であると定めておりますので、現段階では無効という形にさせていただいております。

(青戸委員)

これはもう、もう補正の余地はない。一切無効であるということですね。

何かこだわるようなんですけども、これ入札額を見る限りだと、最低制限価格をちょっと上回るところで、もしこっちが取っていたら、市の公金の支出が60

万、70万かな、もっとかな。なんかそんなふうになんかちょっと思ったと思うんですから、一律無効とする処理が果たして、何か市民として不利益なのかなとちょっと思ったものですからちょっとこだわるようなことを言いました。はい、以上です。

(杢見会長)

はいありがとうございます。

よくあるんですか？そういうのは滅多にない？

(事務局)

滅多にはないですけど、年に数件はございます。

(青戸委員)

すいません同じところなんですけども、こんな単純なミスをするっていうことは、むしろ受注意欲はなくて、なんか100%で相手に書かすために、こんなことをしたかって、そんなことありませんか？

(事務局)

そうですね、でもそうであるのであれば、あえて入札書を提出されないのではないかと考えます。

(杢見会長)

そういうのに関しては後で通知は出すんですか、無効だった理由とはこうだったっていうのは、この業者に。

(事務局)

この場合は確か立会いとかでおられたと思いますんで、その場で印鑑がないっていうことで、これは無効になりますんでっていうことは伝えております。

仮に来られなかった場合は、その旨は伝えることになると思います。

(杢見会長)

ペナルティは与えないんですね。そういうのには。

(事務局)

はい。

(杢見会長)

わかりました。

他に何かよろしゅうございますか。

(岩浅委員)

16番の工事入札の件でちょっと先ほども質問した最低制限価格により失格っていう部分に何か引っかかってしまって、特にこの案件は6社が最低制限価格により失格となっておりまして、残った2社が本当に価格がちょっとですけど、価格が低い方の業者が落札されたっていうことは、この表から読み取れるんですけど、全社が入札された金額はそんなに差額がない。微妙に最低制限価格のラインっていうのが、なんか微妙という言い方はおかしいかもわかりませんが、例えば落札されたところと、4.4万円しか違わない上では8.2万円ぐらいの差額で、かなりなんというか競争がすごくその辺のどう言ったらいいんでしょうかね。僅差で落札が決まったっていうことなのかなと思うんですけど、先ほど最低制限価格のラインの見直しが割と頻繁に4回でしたかね、されてるということがあったりして、だけれどもこういう事案もあって、また今後もそれは課題になるのかなというふうに思うんですけど、やる気があって、皆入札したいと思って金額を割り出して、競争をするにも関わらず、そのさっきも言いますけど4万円から8万円ぐらいの差額で失格となるのは、どうなのかなってちょっと一般人としては思ったんですけど、いかがでしょうか。

(事務局)

おっしゃることは非常によくわかりまして、確かに米子市の方、他もそうですが、最低制限価格というのを設けております。それは、先ほど部長からもあったように、その工事の品質ですとか、あるいは例えば人件費とかを削って、安くするっていうようなところを防ぐような目的で、最低制限価格というものを導入したという経緯ではあります。

最低制限価格をいくりにするかっていうところもございますし、米子市の場合は基本的に大体予定価格の90%っていうところをラインという形でさせていただいて、そのラインが一番、価格と工事の品質を確保できる最低のバランスっていうところで、一応そういったラインとさせていただいております。

どうしてもそういったところでラインを引かないといけない関係で、1円でも、下回ってしまうと、失格になってしまうような現状がありまして、そのために一番高い入札をされたところが落札されるという結果になることも時としてございます。それは本市としてもあまり望ましい結果ではないんですけど、最低制限価格という制度がある以上は、どこにラインを置くかということもありますけど、ある程度ここはやむを得ない事情があるのではないかなというふうに考えております。

(岩浅委員)

ありがとうございました。

(栢見会長)

ありますか。どうぞ。

(中島委員)

では20番の案件ですけれども、このくじ引きになった理由を説明していただけますとありがたいです。

(事務局)

50番の義方小学校トイレ整備建築主体工事に関するところでございますけれども、業者5社のうち2社が辞退されまして、そのうち3社が応札していただいたわけですが、うち2社が同じ金額でだったためくじ引きになったということです。

おそらくこの辞退はこの時期に同じような工事があったために辞退が何社かあって、数が減った中で、最低制限価格等を計算し、その中で同じような数字が出てきたのではないかなというふうにちょっと推察しております。

(中島委員)

ありがとうございました。ふと思ったんですけど工事が終わった後に米子市さんがその工事の結果について、チェックとかされたりとかはございますでしょうか。

(事務局)

検査ってことですか。

(中島委員)

工事が終わった後に。

(事務局)

完了検査、実際に物ができてるかどうかという履行確認ですけれども、こちらの方が当然支払いの要件になりますんで、そこはするんですけれどもそれとは別に、出来が良かったか悪かったか、工事の評価ですよね、こういったものを行っております。それで、最終的にはそれをですね、総合評価の判定要素にしたりとか、活用したりとかっていうことを行っております。それは、例えば業者の格付け、総合的に施工能力が高いってことでA級、B級、C級とかってつけてるんですけど、そういったところの工事成績などにも活用させていただいております。

(中島委員)

思ったのがその工事成績が次の入札のときに、それを活かされないかなと思ってまして、前の工事でいい評価出たところは、くじ引きっていうよりもそこを優先的に使うとかプラン、ドゥ、チェック、アクトじゃないですけど、PDCAサイクルを何か回していけたらいいなというふうに思いました。ありがとうございます。

(事務局)

先ほどのリアルタイムについていうお話なんですけど、実はリアルタイムにはできておりません。1年、前年度までの評価をですね、アベレージ化して、それを活用しているということです、リアルタイムにはできていないんです。

リアルタイムにやろうかと思えば、例えば電子入札、そういったような形のをですね、入れてリアルタイムに更新をしていく、受注した量ですとか、あるいはそういったような成績もリアルタイムに入れていくっていうことになればですね、もしかしたら、その電子的に操作をするというようなことになればですね、場合によっては可能になっていくのかなとは思いますが、ちょっと現状ではですね、その前年度までのものを反映させるということで少し、少しと言いますか1年ほどのタイムラグがどうしても生じてしまう。しかもそれはアベレージですので、その薄まる良いときもあれば悪いときもあるんですね、アベレージですのであの平均として作業させていただくということで、今のところは運用させていただいて。

(中島委員)

ありがとうございます。そういうゆくゆくは電子入札とかできたりするかもしれませんが、そういう評価が、最初会長がおっしゃったように、地元企業の育成に繋がっていくのかなと思いますので、また前向きに考えていただければと思います。ありがとうございます。

(栢見会長)

私の方から質問ですけど、落札決定者は入札金額だけですか、それとも技術者のとか、過去のそういう評価点も含めた形での総合的に、これ総合落札だから、落札者を決定するっていうことじゃないかなと理解するんですけど、どうですか。

(事務局)

総合評価方式である入札の場合は、当然入札額ですけど、技術者成績ですとか、あるいは会社の事業者成績、そういったところを加味して評価させていただいております。

(杢見会長)

そういう意味で言うと、入札者数が辞退とか増えてきて少なくなった場合においても、米子市としては品質の確保という点から言うと、入札金額が予定価格近くなってきたとしても、総合的に技術力も含めた形で評価結果が他のものよりも高ければそこに落札するっていうのが、総合評価方式のいいところだと思いますので、すなわち昔のように安ければ請け負うっていう話でやると、技術力は上がってきません。結局技術力を高めてということは、高いお金を入れても、そういう技術力のもとで、どう言ったらいいんだろう、1点あたりの価値は高くなるんですよという意味合いになってくるので、総合評価ってそういう意味がありますので、少なくなったから、落札率が上がってくるっていうのは、1社、2社って少ない、上がると思うんだけど、行政としてはきちっとその辺は評価しているというふうに私は理解しております。

(青戸委員)

20番の案件が先ほど出たので、忘れないうちに言っておくべきかなと思うんですけども、先ほどくじ引きが、最低制限項目云々というお話が事務局からございましたけれども、もう落札率から考えてこれが最低制限価格ということは言えないと。これ指名通知表を見ていただければわかりますけれども、最低制限価格は税抜きで1,747万いくらで、入札額は1,930万ですからこれが最低制限価格ではないことは明らかで、これはかなり高いところで、偶然というのは、多分偶然なんでしょうね。一方的にこれを合わせる理由ってのがちょっと見当たらないんですけど、ただ、どうかな、これちょっとストーリーをイメージするのが難しいんですけども、100%で入れた業者があるっていうことの認識が、この業者にあってそこから少し下げたところで入れたら、たまたまかち合ったぐらいの感じでしょうかね。ちょっとそれも、非常に現実としてはありづらい話かなと思うんですけども、ただ、もし事前の話し合いとかがあったのであれば、何でかち合うんだろうかって思ってしまうので、もう偶然の一致というのか、かなりのレアケースですけども、そういうふうに考えることしかないのかなというふうに思います。

(杢見会長)

どうですか、事務局。

(事務局)

はいおっしゃる通り、これ最低制限価格付近での入札ではなくて、割と高めのところと同額となってくじ引きになったっていうところは、お詫びさせていただきます。こちらの方がこういった結果になったっていうのは、うちの方で業者の方に問

い合わせはしていないので、ちょっと推測になってしまう部分はあるんですけど、先ほどちらっとあったかもしれませんけど、同時期に小学校のトイレの建築工事というのが、複数出たってところがございまして、ひょっとしたらそういったところに分散したりですとか、あるいは人気がないっていう言い方はどうかかわからないんですけど、なかなか業者さんの的にはなかなか難しい、でもこの価格だったら落札してもいいかなっていうような判断があったのかもしれないというところは推測でございます。

(杢見会長)

他に何かございますか。どうぞ。

(松本委員)

また基本的なことをお伺いしますけど、そもそもこの最低制限価格に関して、計算式だけを示しておられますね。金額は明示せずに。それは何か理由があるんでしょうか。

(事務局)

金額は確かに最低制限価格はいくらですっていう明示はさせていただいておりません。工事に関しては、予定価格は事前公表させていただいております。予定価格というのと、あと最低制限価格については計算式、工事発注表でご覧いただけるとわかるかもしれませんが、直接工事費プラス、共通仮設費とか、現場管理費とかそういったところの割合で、算出できるようにはなっておりますけど。

特に理由といたしますか、というのは、完全にそこを公表してしまうと、そこを狙って最低制限価格というのが一番何て言うんですか、落札しやすい価格ということになりますんで、そういったところが考えられると思います。

(松本委員)

何か計算式だけを出すと、中途半端な感じですけど。

(事務局)

先ほど課長の方が言いましたように最低制限価格そのまま出すと、その金額で入られてこられます。そうすると、あの業者さんは自分で積算をせずに、書いてある数字を入れて出せば、複数の業者さんがおられれば、くじ引きになりますし、そうでなければその人が取るということになりますので、何の積算作業もせずにですね、本当にできるのかできないのか、そういったような、あるいは自分のところの施工能力も含めて検討をせずにですね、出してこられる可能性がある。そういうふうに

認識をしておりますので、ここの数字はですね、やはり直接の数字ではなしに、どういう考えでこの数字を出したのか、これより下は失格ですよということを考えたのかというところを、数式という形でお示しをさせていただいております。これは郵便入札を始めたときから、ほぼこういったような、そのときは失格基準価格っていう失格にするような基準ということで出したこともあるんですけど、それもこういったような数式をですね、お出ししております。

(松本委員)

追加なんですけど、そこで計算式で使います直接工事費とか、共通仮設費とかいろんな項目がありますがけれども、これは米子市の方で予定価格を算出したときに、使われた項目なんですか、それとも業者さんごとに提出される工事費内訳書の項目の金額なんでしょうか。その辺お願いします。

(事務局)

この数字はですね、あくまでも市の方が標準的に積算したっていうことで設計金額設定しておりますので、元々が。それを使った計算式ということでございます。

(松本委員)

わかりました。

(青戸委員)

何度もすいません。最低制限価格の話が先ほどから何件か出てきておりますのでついでに話させてください。

抽出した番号だと134番、これの後ろの方についてます建設工事入札執行(指名通知)表というのをご覧ください。

見ていただければわかりますけれども、最低制限価格が3,219万6,000円です。この価格より下で入れた業者が失格、辞退した二つの業者を除いて、10社業者がございます。それに1,000円満たずに失格になった業者が3社ございます。プラス1,000円でぎりぎりくじ引きに参加できなかった業者がございます。この上位2,000円の差で、粗悪工事が行われるかどうかっていうような判断をするのはほぼ無意味だというふうに思っていて、最低制限価格の趣旨が妥当しないのではないかというふうに思えるのです。

ということで、予定価格を基準に、最低制限価格を計算式によって算出するということになったら1,000円でも下がったらそれはもう、失格にせざるを得ないっていうのが法令による行政の原則からおそらくそういうことになるんだろうと思うんですけども、果たしてこの1,000円の差2,000円の差、これが結論

を分けるほどの大差なんだろうかなというふうには思いまして。例えば最低制限価格を変動式ということを採用している他の自治体もございます。算出方法の見直しとかそういうことはお考えにはならないところでしょうか。

(事務局)

はい、青砥委員さんが言われる通りですね、制限とかっていうことの相手が、差額でということでしたけど、制限とか、例えば極端な話1円でも、上、下というところで失格になったり、そうでなかったりっていうことは、当然ラインを引く限りにおいては、それは生じてしまいます。ですんでそれで1円、それより下回ったからといってダンピングになるのか、品質が確保できないのかっていうことは、おそらくそれはそうではないんだろうと思います。もちろん品質確保っていうのは業者さんからのもういろんな能力だとか、努力だとかっていうだけじゃなくて施工する、施工を監督する側もしっかり監督しておりますので、工事の施工の中途であつたり、終わりであつたり、最初であつたりということも打ち合わせもしつかりやりながらしっかりと品質が確保できるということで、監督員をつけてその現場を監督しておりますので、ですので、おそらくできるでしょうと思います。

ただ、制度上ですね、どうしてもラインを引くからにはですね、それに外れる人はどうしても出てくると、その差が小さければ小さいほど、言われるような、そうですね、なのでちょっと言い方がいいかどうか分かりませんが、不条理が出てしまうというのは事実でございます。例えば低入札価格調査制度っていうような制度もあるんですけども、それだと一定の金額より下だと調査した結果、施工が可能である、できるということであれば落札しますよという制度はあります。

ただそれはですね、非常にもう手間がかかります。時間もかかります。これが昔、それでやっていたこともあったんですけどもそれやったときに、そういうのが頻発してですね、ただでさえ調査能力が乏しいといいますか、こちら側の行政の事務員、事務方の方ではですね、もうそれで手が回らない、そういったような状況もあって、これは通常やるような作業ではないよねというふうに当時感じたことがあります。ですのでそういったような事務的なですね、これはあくまでも発注者の効率化というか、都合なのかもしれませんが、ある一定程度作業の効率化をさせていただきたいということもありますし、そういったところでどうしてもある一定のラインを引かせていただくということで、今は対応しているというところで青戸委員さんが言われるように、1,000円上下して、どこが違うんだって言われれば、全くその通りでございます。その通りだと思っております。

(青戸委員)

すいませんお答えいただきましてありがとうございます。

先ほどの意見の中でもう一つ問題提起として、最低制限価格の算出方法についての見直しということ、もうちょっと言ったわけなのですが、例えば他の自治体ですと、どうでしたかね、入札価格の下の方から60%ぐらい横の平均をとって、その90%とかっていうのを変動制の最低制限価格に設定するとか、そういうことをやっている自治体があるようなんですけど、これやったら例えば現在行われてるような形を、予定価格を基準としたものと比べて何がいいかと自分が思ってるかという、一般管理費っていうところで、調整しなくても済むようになるのかなっていうふうに、つまり最低制限価格に乘せるために一般管理費のところを調整して、結果的に合わせるみたいなことがなくなっていいのかなというふうに思うんですけど、ちょっとそういうものについて検討される可能性っておありでしょうか。

(事務局)

何割みたいな形で、要は変数を使うということなんだろうと思いますけれども、変数を使うとですね、基本的にくじ引きと変わらないんじゃないかなという印象を持っています。こちらの方としては、標準的な工事費というものを積算しておりますんで、標準的にやればこれだけかかるよっていう積算値の下限を示すことによって、これ以上、以下では、いい工事ができない可能性が高いということに結局はなるんだろうと思うんですが、できないと断言することはできませんけれども、その確率が低いっていうふうなことでラインを引かせていただいております。例えば決めた数字に、例えばコンマ9をかけるのだとか、コンマ8をかけるっていうのは、その時々で変わってくるんだろうと思い、わからないようにするには、それは確かにありなのかもしれませんが、そのわからないようにするのがいいのかどうかというところもやはり考える必要があるんじゃないかなとは思っております。また、青戸委員さんのご意見も、他の自治体でもそういったようなことをやっている自治体があるというふうな変数を使ってですね、というふうには伺っておりますんで、そこら辺もまたちょっと研究をしてみたいなというふうに思っております。

(杢見会長)

今の話ですけども、全ての工事案件に関して、同じような、そういう最低価格の決め方っていうのは、その比率であるとかっていう話はちょっと難しいなとは思ってます。すなわち、そうすると、結局、調査価格っていうか、ここでの予定価格は何のために予定価格なんだっていう、単に予算を立てるだけの話かっていう話になっちゃって、じゃなくてこれは根拠ある積算資料に基づいて建てられた金額なんですよね。品質を確保するための金額なんです。それで、かつ業者が本当は私は100%で取ってもらうのが、本当の競争入札だと思ってるわけです。というのは、技術力も高くなってくれるし、品質も確保するから、当然予定価格で取らしてくだ

さいねという話でみんなが競争するのはいいんだと思います。だけど、会社によってはやっぱり低い額で取りたいため入れます。取りたいために入れるっていうことはそれだけ、どう言うんだろう、会社としては利益が少ないはずなんです。品質を確保するため、その辺をできる限り行政としては押さえてあげようというので、最低価格を少し1割とかその辺に抑えてるわけなんです。それをもっと下の方に下げちゃうと、もう価格競争になって業者泣かせの入札になっちゃうわけなんですよね。そうじゃないために、こういう最低価格っていうのが、これは公表できません。できないから、できないんだけど、普通、積算表っていうのはみんな持ってます。もうちゃんと裏本みたいなのが出てます。ですから、どこの業者もきちっと計算すればこの予定価格が出てくる。そこから会社の利潤としてどこまで抑えられるかっていう話のところで、入札金額を決めてくるわけなんです。

ですからそのときに入札する、もっと下の方に出してくるところは、取りたいんだろうけども、あまりにも下げ過ぎて。そういうのが続いてくるとその企業は大変しんどいことになってくると思うんですが、そういうのも含めた形で総合評価というのは、ある程度の幅というか、最低価格を少し上げ気味に取ってる。だから、1,000円でも、それを下回ればアウトっていうのはしょうがない話なんです。ルールだから。その辺の1,000円、2,000円の差はほとんどないと思います、私も。だけど、一応価格っていうラインを決めているんだから、それに対して、みんな公平にやって契約検査課がチェックしていますよっていうのが今の手段なんで、入れた札に対して、全体の何割を見ながらっていうので調整してくると、同業者みんな下げてくると思います。これから、そうすると、品質確保するために、当然行政は品質確保しなければいけない。その工事が本当にできるんですかっていう話になってくる。

その辺で時間がかかってくるし、場合によったら粗悪な工事になってくる可能性があるんで、今のところこういう形がほとんど取られてると思います。

ただし、工事によってそういうのが取れるやつもあると思います。それは何かあって、ちょっと今私は思いつかないんですけど、品目によっては、そういうのができるものもあると思いますけど、だから場合によっては米子市さん、その辺もう将来考えていかれて、この品目に関してはそういう方法もあるねっていうのもどっかで検討されてもいいかなとは思いますが。一応私の方からコメントは以上です。他に何かございますか。

(松本委員)

最低制限価格なんですけど、これを下回ったら即失格だということなんですけど、私は別に、企業経営した覚えはないんですけども、例えば企業経営している人はですね、景気の上がり下がり、何かあって、資金繰りが厳しくなる場合もあるはず

です。この工事が取れたら、当社は生き延びられる。だからその後についてはまた別の大きな工事が入ってくる可能性が強いと。だからこの工事を取りさえすれば、とりあえず資金繰りが繋がって、会社を継続しているというようなケースの会社もあるはずなんです。そういった企業が、今の最低制限価格があるために、安くして、とにかくこの工事を取りたい、多少安くても構わないという業者さんがカットされてしまうっていうのはちょっと問題もあるかなというふうに思うんですよ。

とにかく資金繰りの学力今繋がれば、将来も繋がるというケースはあると思いますから、あまり最低制限価格を高められるのはどうかなというふうに私は思っております。

(杢見会長)

他に何かございますか。今の話でも結構ですし。

(事務局)

先ほどの話のちょっと答えになるかわからないんですけど、もちろん私もはできるだけいい工事を、安くしてもらいたいっていう、非常に虫のいいことを思っています。いい工事はコストがかかるんだろうと思う。それが本当の姿だろうと思っております。

ですんで入札というフィルターを通してこういった結果に結果的になっていることですので、それはそれで尊重するっていうのは当然なんですけれども、なんて言いますか、工事は今は最低制限価格制度を運用してるっていうことなんですけれども、手続きの適正さ、ここはですね、やっぱりこういった公共調達をする上ではですね、非常に重要なことだと思っております。決めたルールを公表して、ルールに従って、是非を判断するということ、そこをきっちりやっていかないと、実は業者の方にも信頼を得ることはできません。

そうすると今度はどんなサービス調達を出すとか、どんな発注案件を出そうとしてもですね、誰もそんないい加減な発注者のところには、寄っては来ていただけないということがあります。

ですので少なくとも今度は制度を今きっちり作って、その制度を外に出して、公表してですね、しっかり手順を守ってやりますよということをお示しをして、今はそのルール通りにやるというところで、それもまた価格競争だけではなく、それも価格競争も重要なんですけれども、ルールを透明化して公平にやっていく、これもまた非常に重要なことだろうというふうに思っております。

今のところはそのルールに従ってですね、またこのルールが変える必要があれば変えていけばいいと思っております。様々なご意見を聞いて、それを外にまた公表をしてそのルール通りやっていく、こういった手順をですね、繰り返しながら、で

きるだけいい方向に進めばいいかなというふうには思っております。

(杢見会長)

他にございますでしょうか。まだ少し時間はありますけども。どうぞ

(竹下委員)

最低価格の話ばかりになってしまって申し訳ないんですけども、例えば35番なんかでも指名数が10社あって、5社失格。全部多分最低制限価格だと思うんですけど、33も同じくこのような感じで、結局は35番なんか10社のうち5社が失格で辞退が3社ですから2社ですね。ちょっと寂しい感じなんですけども、結構こういう書類、作る方も大変なんですよね、業者さんなんかも一生懸命作られてそういう決まりとはいえその1本ラインがとても足りなかったから駄目ということで、スパンと切られるってことになると、結構こういうものに対する意欲もちょっとだんだん削がれていくのかなという気がしなくもなく感じたもので、同じようなお話になってしまうんですけども、改善の余地があるのであればそういうなるべく皆さんの意欲を失わないような、ちょっとそういう方向も検討していただき、私もちょっと現場でこういう書類を見ることが多くてすごく大変だっというのはすごくわかっているもんですから、それがちょっとしたことでも駄目だと弾かれる。その気持ちの方が何となく理解できてしまうものですから、またそういったこともちょっと検討いただけるといいかなというふうには思いましたので。

(杢見会長)

ありがとうございます。他にございますか。

(青戸委員)

先ほどと同じ35番なんですけど、落札者の工事費内訳書を見せていただくと、ちょっと今見ていて気がついたんですけども、ちょっと皆さんご覧ください。

これなんですけれども、工事価格1,760万円ののですが、それより上に載っている費目全部ですけども、数字が0以外の数字が入っている桁というのが、10万円の桁より上なんです。これ1万円以下の桁には全て0が入っています。こんなにちょうどなわけないですよ、実際のところ、このちょうどじゃないってことはもうこれ切り上げ、切り捨て、四捨五入のいずれかの方法をとられているんだと思うんですけども、仮に四捨五入を取られているんだったらこれ1万、余計に契約させられているってことになるので、せめて1,000円の桁までは埋めていただくようにしていただくべきではないでしょうか。というのが税金を払っているような市民の言い分です。

(杢見会長)

どうですか、事務局の方これは業者が出してくるのでそこまで、なんていうか、条件付けているんですか、要綱の中で1000円単位まで書けるとか。

(事務局)

いえ、そういったような指定はしておりません。

あくまでもこれはもう自由競争による価格の提示でございますので、業者さんの方は積み上げですとか、様々な施工条件ですとか、あるいはその資材の調達の状況ですとか、様々なことを勘案されて、その金額を出されておる。その金額であれば落札できるだろうという意思のもとで出されておられる金額だというふうに承知をしておりますので、そこについてこちらが金額を指定するっていうのはもちろんあってはならないことですけれども、桁も含めてですね、それも含めて業者さん側の、受注側の意思であろうというふうなことでは思っておりますので、今のところそのところについてですね、何らかのそのルールをですね、作るというようなことはですね、考えてはおりません。

(杢見会長)

よろしいですか。

(青戸委員)

よろしいですかと言われたら、どうかな。なお、承服しがたい部分は正直くないですけど。

(杢見会長)

業者100万円単位のところで計算してるとこもあるし、あるとこは10万円とかでやっているとこもあるし、一概には言えないけれども、大体丸めちゃうんじゃないかなと思ったりします、数字は。だから切り捨てにしているのか切り上げにしているかは、こっちはわかりませんが、それは取りたくて、かつある程度、もう、やっぱり利潤も得たいならばっていう考えのもとで出されるんじゃないかなと思ったりします。

それから、何度も言いますが最終的にはこの金額を入札した金額で、判定するしかないということで、その会社の事情とか一切そういうのは入れると、公平性から欠けますし、透明性もありませんので、あくまで金額で見るとはしょうがない。それと、技術力がちゃんと合格してるかどうかっていうところだと。

今ここだったら米子市さんが出されている工事、業務、予定価格っていうのは、

これは、こういう公共事業に関する積算表のもとで計算されたものだと思います。ですから、高く取っているとか低く取っているとかそういうことは一切ないと思います。だから、これだけ出せば、この金額を使えば、これだけの品質は確保できた。工事なり品質確保できた業務、コンサルティングが得られるっていう価格だと思うんです。それに対して、業者はまずは技術力で合格点をもらうために過去の実績とかきちっとやっている。それと合わせて最終的に取るためにはお金をどこまで落とせるか、だけど、最低価格があります。そこを気をつけながら、それをどこまでやるか、だけどあんまり落とすと嫌だからというところもあるだろうしというところなんです。それと、抱えている技術者の人数からはもうこれ以上取れないとなると降りちゃうって話で、降りちゃうっていう話はどっちかという、辞退というのは私が聞いた話ですよ、米子市さんは違いますよ。行政から取ると、何やっているんだという話になるらしいんですよ。それだったら、最低価格より下を入れて失格の方がまだ競争に参加しているっていうことで、行政は見るというようなこともあります。そういうところもあります。

だからここは知りませんが、だから失格の方が、辞退よりはまだいいようなところもあって、大体何割で最低価格を設けているかは、これなんか大体業者知っています。だからそこへちゃんと考えて入れてくれるんだと思います。

それと最初に言いましたが、魅力のない工事とかは、もう最初から取りたくないんだけどもお付き合いで出しとかなないといけないねっていう話もやっぱりあって、それはやっぱり低い額を入れてきたり、逆に大きい額を入れてくるところもあります。だからここでは超過はないんでしょう。この上半期の、令和5年度の予定価格を超えたっていうのはないんですよ。

(事務局)

それはないです。予定価格を超えたらもう失格ですね。

(栢見会長)

だから、すごい業者さん、良心的な業者さんが多いんじゃないかなと思います。何か他にございますどうぞ。

(松本委員)

また基本的なこともお伺いしますが、先ほど魅力的じゃない工事があるとおっしゃいました。それから、最初に市長が最近建設関係の物資が値上がりしてると、高騰してるということをおっしゃいました。そういった近年の物価の高騰、それから魅力のない工事、あるいは現場というものは、予定価格には反映されているんでしょうか、反映されてないんでしょうか。

(事務局)

魅力がない工事という案件というのは基本的には儲からなくて、手間がかかるということになります。ですので、例えば施工性が非常に悪い工事、狭い路地を施工しないといけない。そうすると、塀とか家とかが近接していること、そういった塀とか家とかに被害が出る可能性もある。他にあるいは振動を与えたりすれば、あるいは掘ってみて水が湧いてくるかもしれない、そうすると排水で、ウェブとかをして排水をするような形になるんですけどもそれも、コストがかかる。そういったものに、そういった手間が余分にかかり、割増経費がかかったときに、しっかりそれが変更設計で見えてくれるのかどうかというようにあると思います。そういう設計変更が出れば出るほど手前がかかることになるので、いろんな事務手続きも含めて、そういったようなことで、やっぱりただ広いところで何の影響もなくやれる工事がやっぱり楽なんだろうと思います。ですんで、やっぱり工事案件によっては、街中でやる工事と、ちょっと田舎、田舎っぽいというか郊外でやる工事等というのは、交通量も違えば、住んでいる人口が密集しているかどうかというような違いもありますし、やっぱり言ったら悪いかもしれませんが、割りの良い工事と、そうではない工事っていうのは現実に施工条件によってあると思います。ですんで、それについては単価が、要は設計金額が違うかどうかという話ですけども、そこら辺はどの人口密集地かによって補正をかけたりすることもあります。例えば下水道工事なんか、人口密集地になると少し補正をかけたりもしますんで、そういったところでの金額の違いっていうのはありますし、他にはあとは施工中にわかって発見されたことが、初めあらかじめ想定されていないようなことであれば設計変更の中で対応するっていうことになります。

ですので基本的には国の単価あるいは県の単価、あるいは物価本等のそういった雑誌類、いわゆる現地の価格ですよね、そういったものを基にして設計をしますんで、そこに若干除いた特殊な要件によって補正をかけていくというような形で対応しているということになります。

ただその国が決めている単価あるいは県が決められている単価にしても、実際の積算基準に反映するには少しタイムラグがどうしても生じます。調査をして、その価格が標準的な価格だによってということで国とか県とかが採用しますんで、その調査をしてからの反映されるまでの間に、やっぱりタイムラグが生じますので、そのタイムラグを契約の中の物価スライドだとかそういったようなところで、補正をしていく、修正をしていくっていうようなことを実際にして、単価を追っていく、実際の単価を追っていくっていうような形に、一応制度としてはそういったような流れとなっております。

(松本委員)

わかりました。

(杢見会長)

よろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

(岩浅委員)

98番の案件なんですが、これはもちろん最低制限価格により失格っていうところが6社で、辞退が2社で、最終的に1社残られたところが落札されたっていうふうになってると思うんです。それで最低制限価格で失格されたところの6社は全部3,900万円以下の設定で、入札金額を決めていらっしゃる。ところが落札された業者さんに関しては、4,270万で予定価格が税込で4,699万2,000円を、税を入れなかったら、4,272万になると思うんですけど、そうすると非常にどう言うか、ぴったりの計算で、4,270万という数字が、出たんだなって感心してるんですけど、つまり他の業者さんは4,000万以上1社もなく、何かこれも何か不思議な気がするんですね。皆さん他は結構僅差の金額で、もちろんこれ積算しておられるわけだから、何らかのミスがあったかどうかわかりませんが、何かこうなると、別にこれが談合かどうかわかりません。そういうことは思っていないんだけど、あまりにも何か、もうちょっとね、ばらついていいんじゃないかと思うような感想を持ちましたので、ちょっと言わせていただきました。

(杢見会長)

はい、ありがとうございます。何か事務局ありますか。

(事務局)

確かにおっしゃられる通り、ここ1社残ったところの落札率が高いっていうところもありますし、他が最低制限価格で失格っていうところもありますし、中には辞退というところもございます、結局1社になったっていうところでございますけど、正直これがもう、やっぱり最低制限価格付近を狙って、落札意欲のあるところは、そういったところで行かれた結果、積算がちょっと間違ってしまったっていうようなところもあると思いますし、逆に落札したところというのはですね、ひょっとしたらこれも推測でわかりませんが、そこまでの落札意欲がなかったっていうようなところもひょっとしたらあるのかもしれない。この会社のところですけど他に例えば落札した物件があったりとかして、そこまで受注意欲がなかったというところも、ひょっとしたらあるかもしれません。あくまでもまた結果としてこういう形になったっていうことしかちょっと事務局としては言えないかなと思っています。

(岩浅委員)

それはそうですね、すいません。ありがとうございました。

(栢見会長)

はい、ありがとうございました。

あまりにも失格、低入札で失格が多いのは、もう一度よく見直すのがいいんじゃないかなと思います。

あまりにもこういうのは極端すぎると思います。かつ、落札率がものすごく高いでしょ。これはもうその辺のリーズナブルな値に比べたら、あまりにも高すぎるしっていうので、疑いたくはないけどもっていう話に感じますので、次回はこの辺を少しご検討というか、されたらいいんじゃないかなと。一律に規則だからそれに従ってってわからんでもないけど、あまりにも失格者が多くて、かつ、落札率が高いやつに関してはちょっと見直してみるっていうのも一つかなというふうに思ったりしました。

普通ね、取りたかったら、もう少し落札率が落ちてくると思うんだけど、あまりにもこれ高すぎる。ほぼ100%というところで、それは検討課題ということで、ちょっと下半期ぐらいの部分ちょっとそういう見方をされたらどうかなと思ったりします。

時間的に余裕があつて見れたら、そういうのをちょっとつけられたらどうかなと思います。多分ね、失格が多くて、1社だけの入札になってきたら、価格落ちてくると思うんだけど、落札率がそうでないこういう話っていうのは、何か異例な感じがするので、ちょっと調査されてもいいかなと思って。

他になれば、あと議題その他っていうのはありますか。その他は何か事務局も用意されていますか。

ないですか。そしたらこれで議事は全て終わりましたので、進行を事務局の方に戻します。

(事務局)

ありがとうございました。

本日も長時間熱心な御審議をいただきましてありがとうございました。今回も様々な入札制度についてのご提言や資料をもとに適正化を図るためのご意見をいただきました。次回もまた資料を揃えましてご審議いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次回は令和6年10月ごろの開催を予定しております。

本日はありがとうございました。